

## 八幡市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月27日

八幡市監査委員 大 高 友 紀

八幡市監査委員 清 水 章 好

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を、八幡市監査基準に準拠し実施した。

### 第2 監査の対象

総務部 危機管理課、総務課、IT推進課、契約検査課、財政課

### 第3 監査の着眼点

令和4年度執行分の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

### 第4 監査の主な実施内容

事前に提出を求めた監査資料等に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員に、事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

### 第5 監査の実施場所及び日程

監査委員事務局の事務室等において予備調査を実施するとともに、令和5年7月25日及び10月11日に監査委員室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

#### [総務課]

支出負担行為が遡って行われているものが見受けられた。八幡市財務規則第30条の支出負担行為を決定する時期を遵守し、支出負担行為及び支払いが遅延することのないようにされたい。

#### [IT 推進課]

パーソナルコンピュータ及び周辺機器等賃貸借の入札において、一部の機器で製品指定が行われているが製品指定の理由が明記されていない。やむを得ない場合を除き製造業者や製品の指定は行わず、公平性と競争性の確保に努められたい。

また、大型プリンターの調達において、現場との調整不足により使用できる用紙幅が狭くなったため、古い機種が引き続き利用されている。現場との十分な調整を行い、ニーズに合った調達を行うよう改められたい。